

介護予防・日常生活支援総合事業に係る日割り請求について

令和8年3月
河内長野市 介護保険課

介護予防・日常生活支援総合事業に係る日割り請求については、別表に基づき算定することとなります。

本資料は、下記の厚生労働省資料を元に作成しています。

- ・「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和7年3月28日事務連絡）」
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=21470> 資料9

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」は今後も改正されていきますので、最新版を併せてご確認いただきますよう、お願ひいたします。

●月額包括報酬の日割り請求に係る適用

- ・別表の事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間に応じた日数による日割りとする。

$$\text{日額の単位数} \times \text{サービス算定対象日数} = \text{単位数}$$

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

○別表

サービス	月途中の事由	起算日（＊3）
【介護予防・日常生活支援総合事業】 ・指定相当訪問型サービス（従前相当サービス訪問） ・訪問型サービス・活動A ・指定相当通所型サービス（従前相当サービス通所） ・通所型サービス・活動A ＊河内長野市の場合、原則回数払いでの規定の回数や上限に達した場合、月額包括報酬となります（詳細は本市サービスコード表）。日割り計算となるのは、規定の回数や上限に達し、回数払いから月額包括報酬となり、この表に記載の事由に該当した場合です。	・区分変更（要支援1⇒要支援2） ＊「指定相当通所型サービス、通所型サービス・活動A」のみ（＊1） ・区分変更（事業対象者→要支援） ＊「指定相当通所型サービス、通所型サービス・活動A」のみ（＊1）	変更日
	・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（＊2） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（＊2）	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（＊2）	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護の退所（＊2）	退所日の翌日
	・介護予防短期入所療養介護の退所・退院（＊2）（＊4）	退所・退院日又は退所・退院日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更（＊5）	資格取得日
	・区分変更（要支援1⇒要支援2） ＊「指定相当通所型サービス、通所型サービス・活動A」のみ（＊1） ・区分変更（事業対象者→要支援） ＊「指定相当通所型サービス、通所型サービス・活動A」のみ（＊1）	変更日
	・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（＊2） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・利用者との契約解除	契約解除日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（＊2）	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（＊2）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
	・介護予防短期入所生活介護の入所（＊2）	入所日の前日
	・介護予防短期入所療養介護の入所・入院（＊2）（＊4）	入所・入院日又は入所・入院日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日
介護予防ケアマネジメント費	・日割り計算は行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（＊2） ・月の途中で、要介護度（要支援含む）に変更がある場合は、月末における要介護度（要支援含む）に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。	—

		<ul style="list-style-type: none"> 月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。(* 5) 	
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	—	<ul style="list-style-type: none"> 日割り計算は行わない。 月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(* 2) 月の途中で、要介護度（要支援含む）に変更がある場合は、月末における要介護度（要支援含む）に応じた報酬を算定するものとする。 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。月途中に介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様。(* 5) 	—

- * 1 「指定相当通所型サービス、通所型サービス・活動A」は、要支援1か要支援2かで単位数が変わるために、「要支援1 ⇄ 要支援2」の区分変更により、日割り計算となる。「指定相当通所型サービス、通所型サービス・活動A」において、事業対象者はケアマネジメント（ケアプラン）において決定された利用頻度に基づき、要支援1または要支援2と同じ単位数となる（詳細は本市サービスコード表）。事業対象者でケアプランが「週1回程度の利用」の場合、要支援1と同じ単位数になるが、要介護（要支援）認定で事業対象者から要支援2となった場合、単位数が変わるために、日割り計算となる。事業対象者でケアプランが「週2回程度の利用」の場合、要支援2と同じ単位数になり、要介護（要支援）認定で事業対象者から要支援2となった場合は、単位数が変わらないため、日割り計算とはならない。
「指定相当訪問型サービス、訪問型サービス・活動A」は、「事業対象者、要支援1、要支援2」のどれであっても単位数に変わらないため、日割り計算とはならない。
- * 2 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を指す。
- * 3 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。
- * 4 介護予防短期入所療養介護（医療系ショートステイ）の場合、起算日が「入所・入院日（退所・退院日）」になる場合と、その前日（翌日）になる場合がある。医療機関や老健を入所・入院（退所・退院）する際、その当日に、在宅生活を維持するために必要なサービス（訪問・通所）を利用する場合、例外的に当日からの算定が認められるケースがあるため。入所・入院（退所・退院）の日にサービス利用がある場合、その日を含めて日割り計算をすることになる。
- * 5 「生保単独」は「みなし2号で生活保護が10割負担する」といった場合を指す。第2号被保険者は医療保険に加入していることが前提。生活保護受給で医療保険に加入していない40歳から64歳が特定疾病により要支援（要介護）認定を受け、サービスを利用する場合には、「みなし2号」となる。みなし2号から65歳年齢到達した場合、介護保険第1号被保険者になる（第1号被保険者は医療保険加入を前提としているため）。その場合、生保併用（7～9割を介護保険が、1～3割を生活保護が負担）となる。

＜具体例＞すべて「指定相当訪問型サービス、訪問型サービス・活動A、指定相当通所型サービス、通所型サービス・活動A」を利用して、規定の回数や上限を超えて、月額包括報酬となった場合の例です。河内長野市では、規定の回数や上限を超えるまでは回数払いを原則としています。

1. 月途中から新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスに係る事業者と利用者との契約日を起算日として日割り請求を行います。ただし、双方の合意があれば、利用開始日を起算日とすることも可能です。

○月途中から新規で総合事業サービスを利用する場合

4/1~4/9	4/10（契約日）	~	4/12（利用開始日）	~	4/30（月末）
日割り計算（契約日から月末まで）					

2. 契約した月の翌月からサービス利用を開始した場合

契約が締結されていても、利用実績のない月は報酬の請求はできません。利用を開始した翌月分から月額包括報酬の請求が可能です。

○契約した月の翌月からサービス利用を開始した場合

4/1~4/24	4/25（契約日）	~	4/30（月末）
サービス利用なし			
5/1~5/7	5/8（利用開始）	~	5/9~5/31
月額包括報酬			

3. 月の途中で利用契約を解除した場合

総合事業サービスに係る事業者と利用者との契約解除日を起算日として日割り請求を行います。ただし、双方の合意があれば、利用終了日を起算日とすることも可能です。

○月の途中で利用契約を解除した場合 *契約が終了した月に利用実績がない場合は、報酬の請求は行わない。

4/1（月初）		4/15（利用終了日）	~	4/20（契約解除日）	~	4/30（月末）
日割り計算（月初から契約解除日まで）						

4. 「指定相当通所型サービス」や「通所型サービス・活動A」で、区分変更により「要支援1→要支援2」となった場合

単位数が変わるために、区分変更日を起算日として日割り請求を行います。

○「指定相当通所型サービス」や「通所型サービス・活動A」で、区分変更により「要支援1→要支援2」となった場合

4/1	~	4/9	4/10（区分変更日）	~	4/30（月末）
日割り計算①(要支援1の期間)			日割り計算②(要支援2の期間)		

*「事業対象者→要支援」又は「要支援→事業対象者」の場合は、事業対象者の期間のケアプランで週何回程度の利用になっているかで、対応が変わります。また、「指定相当訪問型サービス」や「訪問型サービス・活動A」の場合は、単位数に変わりがないため、日割り計算とはなりません。詳細は別表の説明をご確認ください。

5. 区分変更により「要介護→要支援」となった場合

区分変更日から総合事業へ移行しますが、日割り請求は総合事業の契約日を起算日として行います。なお、反対に「要支援→要介護」となった場合も、契約解除日を起算日として日割り請求を行います。

○区分変更により「要介護→要支援」となった場合

4/1 (月初)	~	4/5 (区分変更日、契約解除日)	~	4/10 (契約日)	~	4/12 (利用開始日)	~	4/30 (月末)	
介護給付		日割り計算(契約日から月末まで)							

6. 介護予防短期入所生活介護を利用した場合

入所時はその前日、退所時はその翌日を起算日として日割り請求を行います。

○介護予防短期入所生活介護を利用した場合

4/1 (月初)	~	4/9 (起算日)	4/10 (入所日)	~	4/12 (退所日)	4/13 (起算日)	~	4/30 (月末)	
日割り計算(9日分)		介護予防短期入所生活介護(2泊3日)							

*ショートステイでも、「介護予防短期入所療養介護（医療系ショートステイ）」は、起算日が「入所・入院日（退所・退院日）」になる場合と、その前日（翌日）になる場合があります。詳細は別表の説明をご確認ください。

7. 月途中で入退院した場合

医療機関への入院に伴い月の途中でサービス利用が中断したり、退院によりサービス利用を再開したりした場合、日割り請求ではなく月額包括報酬の請求となります。入院により契約を解除した場合は、契約解除日までの日割り請求となります。入院を理由に必ず契約を解除しなければならないということはありません。

○月途中で入退院した場合

4/1 (月初)	~	4/9 (入院前日)	4/10 (入院日)	~	4/12 (退院日)	4/13 (退院翌日)	~	4/30 (月末)
月額包括報酬								

8. やむを得ない事由により、月途中でサービス事業所の変更を行った場合

市内転居で事業所の対応エリアから外れる等のやむを得ない事由により、月途中でサービス事業所の変更を行う場合、契約日又は契約解除日を起算日として、それぞれのサービス事業所で日割り請求を行います。

○やむを得ない事由により、月途中でサービス事業所の変更を行った場合

4/1 (月初)	~	4/5 (区分変更日、契約解除日)	~	4/10 (契約日)	~	4/12 (利用開始日)	~	4/30 (月末)	
A事業所で日割り計算		B事業所で日割り計算							

*総合事業においては、同一サービス種別（訪問相当サービス同士、通所相当サービス同士、訪問A同士、通所A同士等）について複数の事業所を併用すること（例：平日はA事業所、日曜はB事業所等）は原則想定していません。要介護のサービスとは運用が異なりますのでご注意ください。本例のように月途中で、A事業所からB事業所に変更する場合でも、やむを得ない事由がある場合のみです。「新しい事業所の方が家から近いから変えたい」等、急を要さない理由の場合は、月途中ではなく翌月からの変更をお願いします。

9. 月の途中で転入・転出して保険者が変更となった場合

月の途中で保険者の変更を伴う転入・転出をした場合は、双方の保険者で月額包括報酬（月単位）の請求が可能となり、日割り計算にはなりません。

○月の途中で転入・転出して保険者が変更となった場合

4/1 (月初)	~	4/10 (河内長野市で利用終了)	4/11 (A市に転出)	4/12 (A市で利用開始)	~	4/30 (月末)	
月額包括報酬で河内長野市に請求		月額包括報酬でA市に請求					

*本資料はすべて「規定の回数や上限を超えて、月額包括報酬となった場合の例」を記載しています。河内長野市では、規定の回数や上限を超えるまでは回数払いを原則としています。4/1から4/10まで河内長野市が保険者で、指定相当訪問型サービスを1回利用した場合は、規定の上限に達していないため、回数払いです。4/11から4/30までA市が保険者で回数払いではなく、月額包括報酬となった場合、A市は日割りではなく、月額包括報酬（月単位）で請求できます。上記例は、河内長野市とA市の双方が月額包括報酬になったパターンを示しています。A市がどういう場合に月額包括報酬になるかは、A市にご確認ください。

10. 事業所が一時的な休業をする場合

月の途中で、事業所が施設の改修等の理由でサービスの提供を一時的に休止する場合、基本的に月額包括報酬の請求が可能となります。ただし、利用者との契約の解除又は事業所の指定効力の停止・廃止が伴う場合は日割り請求を行います。

なお、休業の期間、サービスの提供を休止することについて、利用者との間で契約の覚書を交わしていただければ、その期間を差し引いて日割り請求をすることも可能です。

○事業所が一時的な休業をする場合（例1） *基本的に月額包括報酬の請求が可能。

4/1～4/13（総合事業利用）	4/14～4/18（休業中）	4/19～4/30（総合事業利用）
月額包括報酬		

○事業所が一時的な休業をする場合（例2） *事業所が日割りにするための届出を行った場合、日割り請求が可能。

4/1～4/13（総合事業利用）	4/14～4/18（休業中）	4/19～4/30（総合事業利用）
日割り計算		

○事業所が一時的な休業をする場合（例3） *事業所の指定効力を停止・廃止させる場合、日割り請求。

4/1～4/13（総合事業利用）	4/14～4/30（休業・廃業）
日割り計算	

*サービスの提供を一時的に休止する場合（休止に伴って報酬を日割り請求とする場合）は、河内長野市介護保険課へ事前に「別紙様式第三号（三）廃止・休止届出書」をご提出ください。また、利用者へは休止期間・報酬の請求方法等の説明をし、同意を得るようにしてください。

*自然災害や全国的な感染症の拡大等が原因で、特別に厚生労働省等から指示が出される可能性があります。その際には各通達の指示内容が優先されます。

11. 追記

- ①事業者は、総合事業の利用について契約を締結する際、利用者に日割りの取り扱いについて十分に説明し、同意を得るようにしてください。
- ②「契約日」は契約書に記載されている契約締結日となります。「契約解除日」は、契約の解除が行われた日となります。契約解除日が日割り計算の起算日となっているため、事業者は契約解除日を明確にして管理していただく必要があります。